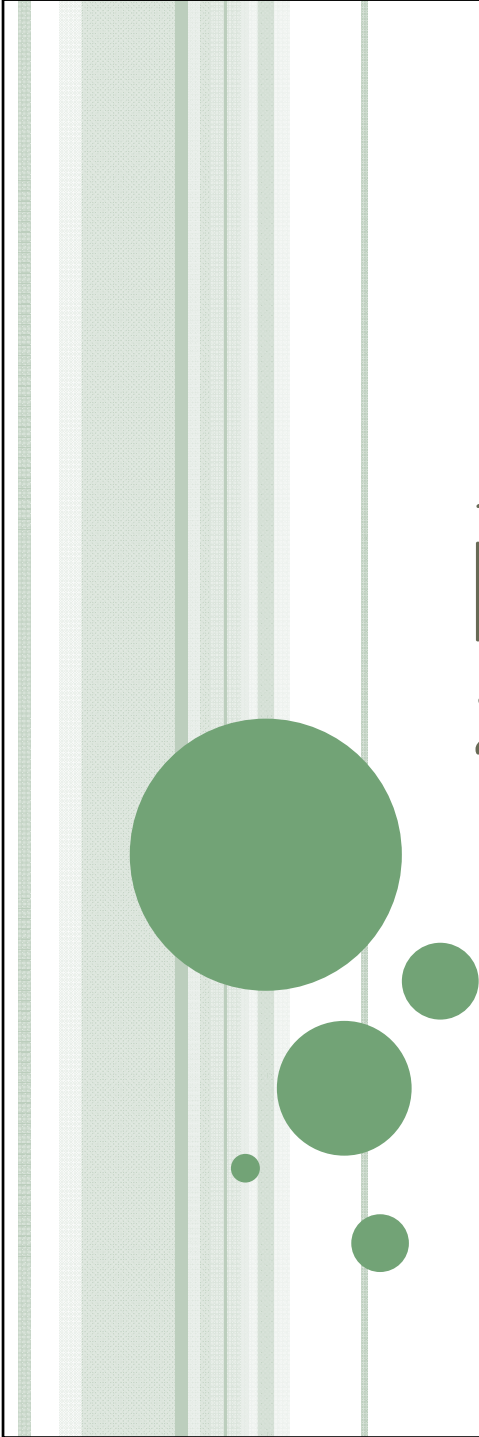




緊急提言！
『サービス残業だった』と請求され
ないように社内整備しよう

(有) 働 き が い 研 究 所

福井市西開発1丁目2508野阪第2^{ビル}

電話；0776(57)1280

2010. 5

緊急提言！『サービス残業だった』と請求 されないように社内整備しよう

消費者金融に払い過ぎていたお金を取り戻すという広告が目立ちます。この広告が間もなく姿を消します。グレーゾーン金利が今年6月にも撤廃されるからです。

彼ら弁護士は、次なるビジネスに乗り出そうとしています。それは『残業代請求ビジネス』です。



主な構成

第1部

- ・『過払い金』の次は『未払い残業代』へ

第2部

- ・『サービス残業』その①打ち切り

第3部

- ・『サービス残業』その②計算が不適切

第4部

- ・『サービス残業』その③名ばかり管理職

第5部

- ・勤務時間から根本的に見直そう

第6部

- ・変形労働時間制の活用

～第1部～

『過払い金』の次は『未払い残業代』へ

年間1兆円規模で推移している消費者金融からの「利息返還金」をめぐり、債務整理を請け負った一部の弁護士や司法書士に「手数料が高すぎ」などといった苦情やトラブルが相次いでいる。巨額市場に目がくらんだ一部の弁護士や司法書士が、ずさんな活動をしていることが原因のようだ。

弁護士、司法書士が掘り起こしに躍起となっているのが、過去に高い利率（グレーゾーン金利）で消費者金融を利用したため、当時の利息の返還請求ができる人たちだ。

消費者金融にとって経営の根幹を揺るがす事態になる一方、返還手続きを請け負う弁護士や司法書士にとり“返還金バブル”となっている。手数料20%と仮定すれば、2千億円もの市場ができた計算だ。

【用語解説 改正貸金業法と過払い金請求】

貸金業者に法律が定める上限金利は、年29・2%の出資法と、同20%の利息制限法の2種類があったが、最高裁は平成18年、2つの法律の金利差にあたる「グレーゾーン金利」を無効と判断、債務者に過去にさかのぼってこの金利分の請求を認めた。[産業経済新聞社 2009年7月31日(金)]

ネットで『サービス残業』と検索すると

名古屋サービス残業請求サポート-

未払残業代請求を行政書士が徹底サポート。まずは無料相談から。

その残業代の請求お待ち下さい！-

残業代の請求でお悩みだった方々が続々と回収に成功しています！

あなたの残業代を諦めないで-

取り返しましょう、あなたの残業代！まとまった臨時収入を！

あなたも残業代がもらえる方法-

弁護士や裁判に頼らず円満に残業代を受け取る／提携

残業代を請求したい！-

残業代の請求でお悩みだった方々が続々と回収に成功しています！

未払い給料、賃金の請求サポート-

未払い給料、賃金の請求を専門家がサポートいたします。



強化される労基署の指導

不払い残業代:08年度、196億円 07年度比3割減少

厚生労働省は22日、残業代を支払わずに労働基準監督署に是正指導を受けた不払い残業代が、08年度は196億1351万円で07年度比で約76億円、3割近く減少したと発表した。是正企業数も1553社で07年度より175社減少した。厚労省労働基準監督局は「不況で全体的に残業が減っているのではないかと分析している。

100万円以上の不払い残業代を支払った企業の指導事案をまとめた。対象になった労働者は過去3番目に多い18万730人(07年度比1187人増)、1人当たりの支払額は11万円(同4万円減)だった。支払いが最多だったのは道路貨物運送会社の14億7482万円。業種別では製造業381社、商業364社の順に多かった。

不払いの労働基準法違反で送検された悪質事例は42件(同7件増)で、虚偽の労働時間で支払うなどのケースが増えた。

[毎日新聞社 2009年10月23日(金)]

～第2部～

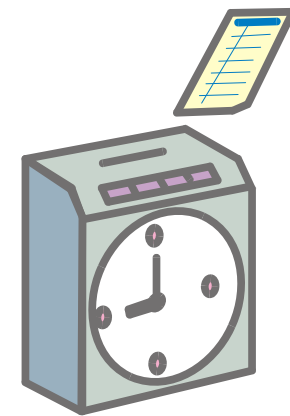
『サービス残業』その①打ち切り

例 始業9時 休憩12時から13時 終業17時

仮に、9時から20時まで働いた場合で、時間外手当を18時から1時間分しか払わなかった場合だと、次のように未払いとなる。

17時～18時＝1.0倍

19時～20時＝1.25倍



タイムカード

～第3部～

『サービス残業』その②計算が不適切

割増賃金の計算方法は法令により具体的に定められています。

- ①時間外手当の計算の基礎となる賃金(分子)が定められている
 - ②時間外手当の計算の基礎となる月間所定労働時間(分母)が定められている
 - ③1・25などの割増率は法定で定められている
- これを図にすると以下ようになります。

①基礎となる賃金 ÷ ②年間平均の1カ月あたり所定労働時間 × ③法定割増率 = 割増賃金



基礎賃金から除外することが認められているもの

家族手当

通勤手当

別居(べっきょ)手当

子女(しじょ)教育手当

住宅手当(ただし一定条件を満たすものに限る)

臨時(りんじ)に支払われた賃金(結婚手当など)

1ヶ月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)

3種類の割増賃金

- 時間外手当(1日8時間を超える労働に対するもの) 1. 25(大手は月間60時間超は1. 50)
- 休日出勤手当(週1日の法定休日に出勤したことに
対するもの) 1. 35
- 深夜勤務手当(22時から5時までの深夜に勤務したこ
とに対するもの) 0. 25



労働基準法の一部を改正する法律の概要

長時間労働者の割合の高止まり等に対応し、生活時間を確保しながら働くことができるようにするため、労働時間制度の見直しを行う等所要の改正を行う。

I 概要

(1) 時間外労働の削減

○時間外労働
○割増賃金 25%

○1か月の時間外労働
～45時間
45時間超～

○割増賃金 25%

◎労使で時間短縮・割増賃金率を引上げ
(努力義務)

60時間超～

◎割増賃金 50% (法的措置) (注)

◎引上げ分の割増賃金の支払いに代えて
有給休暇付与も可能

(1) 時間外労働の削減

○日単位での年休取得

◎5日分は、子の通院等の事由などに対応して、時間単位
での年休取得を可能とする

(注) (1)60時間を超える時間外労働に対して割増賃金を50%とする部分については、中小企業に対して猶予措置を講ずる((1)のほかの部分及び(2)については猶予措置なし)

II 施行日 平成22年4月1日

1か月に60時間を超える時間外労働 を行う場合の割増

1か月に60時間を超える時間外労働を行う場合・・・50%以上

(改正法第37条第1項、第138条)

- 1か月60時間を超える時間外労働については、法定割増賃金率が、現行の25%から50%に引き上げられます。(注1)
- ただし、中小企業については、当分の間、法定割増賃金率の引上げは猶予されます。(注2) (※)

(注1) 割増賃金率の引上げは、時間外労働が対象です。休日労働(35%)と深夜労働(25%)の割増賃金率は、変更がありません。

(注2) 中小企業の割増賃金率については、施行日から3年経過後に改めて検討することとされています。

※猶予される中小企業

① 資本金の額または出資の総額が

小売業	5,000万円以下
サービス業	5,000万円以下
卸売業	1億円以下
上記以外	3億円以下

または

② 常時使用する労働者が

小売業	50人以下
サービス業	100人以下
卸売業	100人以下
上記以外	300人以下

(注) 事業場単位でなく、企業(法人または個人事業主)単位で判断します。

～第4部～

『サービス残業』その③名ばかり管理職

労働基準法は第41条で、管理職には労働時間・休日に関する規定を適用除外にすると定めています。ただし、問題はその管理職の定義です。例えば「係長は管理職である」として、わずかな役職手当を払うことで時間外手当を払わないのが、これに該当します。



管理監督者に該当するか実態で判断

- 管理監督者に該当するか否かは、働き方の実態に基づいて判断されることになっています。
- 経営者と一体の立場にある(例えば部下に対する人事考課をしているとか...)
- 自己の勤務時間について自由裁量を有する(遅刻)・早退を問われない立場)
- 給与・賞与等の処遇(しょうぐう)において優遇措置がある(多額の役職手当が出ている場合など)

～第5部～

勤務時間から根本的に見直そう

- ① 法の範囲内で目一杯働いてもらうべし
- ② “変動労働時間制”の活用で業務量に対応すべし
- ③ 残業代は法定通りきちんと払うべし
- ④ “何となく休憩”なんて認めざるべし
- ⑤ 社会保険料のことまで意識するべし



～第6部～ 変形労働時間制の活用

変形労働時間制は色々な種類があるが、一般的には主に2種類のものが活用されている。

- ① 1ヶ月単位変形労働時間制
- ② 1年単位変形労働時間制

「“変形”労働時間制」とは？

「来店客数や生産高など、業務の量を把握し、それをグラフにする。その仕事量のグラフに連動する形で、従業員の勤務時間を変動させるのが、変動労働時間制である」

「労働基準法には“変形労働時間制”というものがある。その“変形”労働時間制と“変動”労働時間制は同じものであるが、人件費をスリムにするために活用したいので、あえてそれを“変動”労働時間制と呼ぶ」

「顧客に顔を向けて、目一杯の仕事をさせて頂きましょう。そのために仕事量に応じて、勤務時間そのものを変動させるのです」



1ヶ月単位変形労働時間制

(31日の月の場合)

$(31 \text{ 日} \div 7 \text{ 日}) \times \text{週40時間} = 177.14 \text{ 時間}$

例 9時間勤務の日 = 9日間
 8時間勤務の日 = 12日間
 合計出勤日 = 21日間

1ヶ月単位変形労働時間制が適した職種

1ヶ月の範囲内で、繁忙期・閑散期がある仕事

例 小売業 外食産業

経理 給与計算



1年単位変形労働時間制

(うるう年ではない場合)

$(365 \text{ 日} \div 7 \text{ 日}) \times \text{週}40 \text{ 時間} = 2085.71 \text{ 時間}$

例 8時間勤務の日 = 88日 (延べ704時間)
 9時間勤務の日 = 91日 (延べ819時間)
 7時間勤務の日 = 80日 (延べ560時間)
 合計出勤日 = 259日 (延べ2083時間)

注: これでも2時間の余りがある

1年単位変形労働時間制が適した職種

1年の範囲内で、季節的に繁忙期・閑散期がある仕事

例

夏は忙しくて、冬は仕事が減る



労働時間等の上限

- 労働時間の上限は対象期間を通して1日10時間、1週52時間とされている。
最大連続勤務日数は原則6日とされる。
- 週48時間を超える所定労働時間を設定できる範囲には制限があり、連続3週間以内にしなければならない。



1年単位の場合、労使協定の締結が必要

1年単位変形労働時間制を採用するには、労使協定を締結して、労働基準監督署に届出する必要がある。



日本における時短政策

- 1980年代(昭和55年からの10年間)、日本が対外貿易黒字を大きくするにつれ貿易摩擦が発生し、欧米諸国からの批判が相次いだが、その中のひとつに「日本人の働きすぎ」が挙げられた。
- 政府は昭和63年(1988年)、経済計画(「世界とともに生きる日本ー経済運営五ヶ年計画」)の中で一人当たりの年間労働時間を1800時間程度とする目標を定めた。
- 政府はその後、年間労働時間を一律1800時間とする目標を廃止し、職場ごとに労働時間の設定を各自行なうとする方針を決定した。

「昭和54年」という年

- ジャパンアズナンバーワン—アメリカへの教訓 (1979年)
- エズラ・F.ヴォーゲル (著), 広中 和歌子 (翻訳), 木本 彰子 (翻訳)
- 10月7日 - 総選挙の結果、自民党過半数取れず。三本元首相・福田元首相・中曽根元通産相らが、天平首相の退陣を要求。四十日抗争勃発。

ジュディ・オング「魅せられて」

さだまさし「関白宣言」

八代亜紀「舟唄」

西城秀樹「YOUNG MAN (Y.M.C.A.)」

山口百恵「美・サイレント」「愛の嵐」

サザンオールスターズ「いとしのエリー」

「昭和63年」という年

労基法は昭和22年に制定された。
昭和63年の改正で、週40時間労働制、変形労働時間制、裁量労働制、フレックスタイム制などが導入された。

宮澤喜一蔵相がリクルート疑惑で辞任。竹下改造内閣発足。

ゴルバチョフ主導の下、ペレストロイカ開始。

「平成9年」という年

- 平成9年に中小企業でも、週40時間制が完全実施された。
- 橋本龍太郎氏が首相で、消費税を3%から5%に引き上げた。
- 山一証券とか北海道拓殖銀行が破綻した。
- 流行語大賞には、作家渡辺淳一氏の書いた「失楽園」が選ばれた。女優の黒木瞳さんが主演。松井証券社長の松井道夫氏が言い出した「日本版ビッグ・バン」という言葉もトップテンに入賞。
- 「たまごっち」「ポケモン」が大流行。
- アニメでは宮崎駿監督の「もののけ姫」が邦画史上最高を記録。

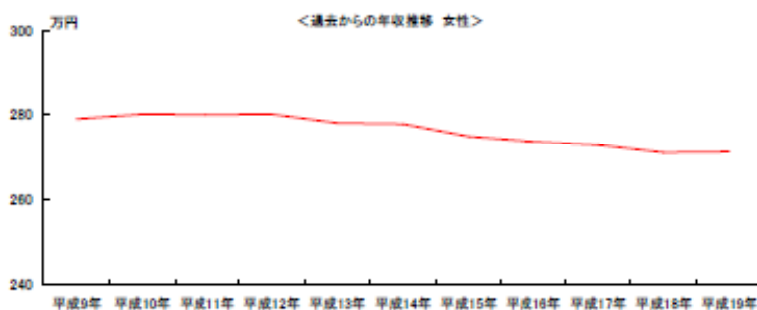
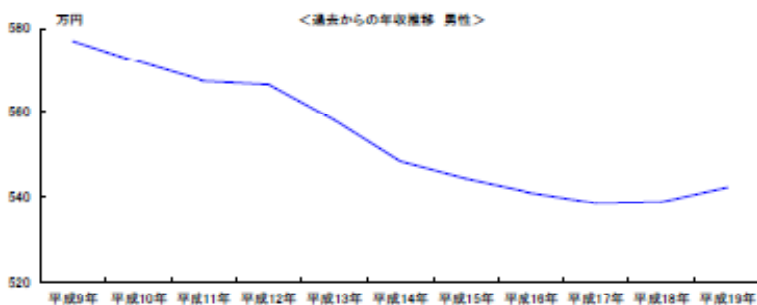
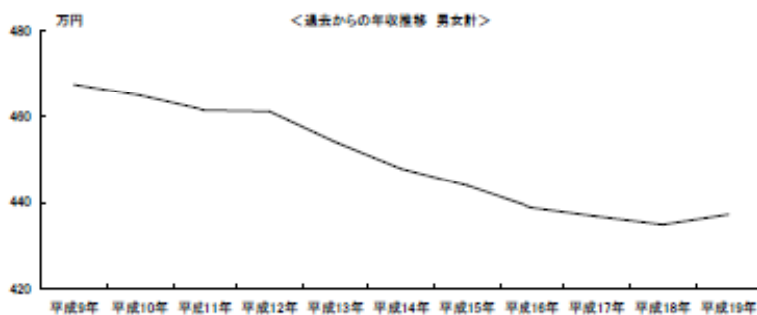
～北見昌朗さんの著書「消えた年収」から～ 平成9年からの10年間で20兆円の給与が喪失へ

過去からの年収の推移

男女合計	平均年収
平成9年分	千円 4679
平成10年分	4648
平成11年分	4613
平成12年分	4610
平成13年分	4540
平成14年分	4478
平成15年分	4439
平成16年分	4388
平成17年分	4368
平成18年分	4349
平成19年分	4372
平成9年と平成19年との差	-301

(男)	年収
平成9年分	千円 5770
平成10年分	5720
平成11年分	5674
平成12年分	5665
平成13年分	5581
平成14年分	5483
平成15年分	5442
平成16年分	5409
平成17年分	5384
平成18年分	5387
平成19年分	5422
平成9年と平成19年との差	-348

(女)	年収
平成9年分	千円 2789
平成10年分	2800
平成11年分	2799
平成12年分	2800
平成13年分	2780
平成14年分	2777
平成15年分	2748
平成16年分	2736
平成17年分	2728
平成18年分	2710
平成19年分	2712
平成9年と平成19年との差	-77



最後までありがとうございました
明日の経営に生かしましょう

ご意見、ご感想、お問い合わせは
TEL ; 0776 (57) 1380
FAX ; 0776 (57) 1370
MAIL: hashi@hatarakigai.co.jp



●●●●お客様の会社がうまくゆきます●●●●

(有) 働きがい研究所

福井県の給料・退職金、就業規則、社員研修
福井市西開発1丁目2508野坂第2ビル201
URL: <http://www.hatarakigai.co.jp>